

○珠洲市復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱

令和6年4月8日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生により本市が甚大な被害を受けた場合において、復旧・復興を目的とする建設工事を円滑に施工するため、競争入札に参加しようとする共同企業体の取り扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 復旧・復興JV 被災地域において不足する技術者及び技能労働者等を広域的な観点から確保又は被災地域に所在する建設業者の施工能力を強化する目的で結成する建設工事共同企業体をいう。
- (2) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する事業者をいう。
- (3) 有資格業者 珠洲市財務規則（昭和40年珠洲市規則第8号）第71条第2項の規定による審査を受け、同項に規定する資格を有する者の名簿に登載された建設業者をいう。
- (4) 復旧・復興工事 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき制定される政令により、激甚災害又は局地激甚災害として指定された災害により被害を受けた公共土木施設等に関する建設工事をいう。

(対象工事)

第3条 復旧・復興JVにより競争入札を行わせることができる建設工事は、特定建設工事共同企業体のみを対象とする工事を除く次の各号に定める復旧・復興工事であって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 土木一式工事 設計金額が5千万円以上のもの
- (2) 建築一式工事 設計金額が3千万円以上のもの
- (3) 管工事 設計金額が5千万円以上のもの

2 前項各号に掲げるもの以外の工事について、市長が必要と認める場合は、復旧・復興JVにより競争入札を行わせることができるものとする。

(復旧・復興JVの入札参加資格)

第4条 復旧・復興JVは、次条から第8条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(復旧・復興JVの構成数及び結成方法)

第5条 復旧・復興JVを構成する有資格者業者（以下「構成者」という。）の数は、

2者とし、自主結成とする。

(構成者の組み合わせ)

第6条 構成者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 次のアに該当する者(以下「代表者」という。)1者及び次のイに該当する者(以下「構成員」という。)1者による組合せであること。

ア 競争入札に付する工事種類についての格付けがA等級であり、珠洲市内に主たる営業所を有する有資格業者

イ 競争入札に付する工事種類についての格付けがA等級であり、珠洲市外に主たる営業所を有する有資格業者

(2) 代表者が4つ以上の復旧・復興JVを結成していないこと。

(3) 1つの工事種類について、構成員が他の復旧・復興JVの構成員でないこと。

(構成者の施工実績等)

第7条 構成者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 競争入札に付する工事の種類について、元請としての施工実績を有すること。

(2) 競争入札に付する工事の種類について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工を確保することができると認められる場合にあっては、この限りではない。

(3) 競争入札に付する工事の種類について、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる。

(構成者の出資比率)

第8条 構成者の出資比率の最小限度は、30パーセントとする。

2 構成者の出資比率は、請け負うこととなった復旧・復興工事ごとに決定し、市長に通知するものとする。

(復旧・復興JVの入札参加資格の審査)

第9条 復旧・復興JVを結成して競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(様式第2号)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した時は、資格審査を行い、復旧・復興JVの代表者に対し、その結果を通知するものとする。

3 復旧・復興JVの代表者は、第1項の申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、市長に対し変更の届出をしなければならない。

(競争入札への参加の制限)

第10条 代表者が2つ以上の復旧・復興JVを結成している場合であって、1つの

復旧・復興JVが競争入札に参加する場合、当該代表者を含む他の復旧・復興JVは同一の競争入札に参加することができないものとする。

2 復旧・復興JVとして競争入札に参加する場合、当該構成者は同一の競争入札に参加することができないものとする。

(復旧・復興JVの解散等)

第11条 構成者のいずれかが法第29条又は法第29条の2第1項の規定により建設業許可が取り消された場合は、当該復旧・復興JVは解散したものとみなす。

2 復旧・復興JVが解散又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、復旧・復興JVの代表者は、速やかに、市長に対し解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(入札書)

第12条 復旧・復興JVの入札書には、復旧・復興JVの名称及びその代表者を明記の上、押印するものとする。ただし、競争入札が株洲市電子入札システムを用いて執行される場合においては、復旧・復興JVの代表者となる有資格業者名義のICカードを用いるものとする。

(契約書)

第13条 復旧・復興JVの工事請負契約書には、復旧・復興JVの所在地及び名称を明記し、構成者全員が記名押印するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、復旧・復興工事の競争入札における復旧・復興JVの取り扱いに關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年告示第82号）

この告示は、公表の日から施行し、施行日以後に行う入札参加資格の審査及び入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和7年告示第43号）

この告示は、公表の日から施行し、施行日以後に入札公告を行う工事から適用する。